

お客様各位

令和8年9月吉日

確認済証等の押印廃止のお知らせ

公益財団法人三重県建設技術センター
建築部 建築審査課

平素より、格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令111号）の施行により、令和7年4月1日より確認済証等の様式について、押印欄が廃止されました。
当センターにおいては、各済証の押印を継続しておりましたが、以下の処分通知等について、令和8年10月1日交付分から押印を廃止します。

○建築基準法に基づく確認済証、中間検査合格証、検査済証、各引受証

●注意点

- ・対象の処分通知について、コピー偽造防止用紙を使用していましたが、令和8年10月1日以降は、通常のコピー用紙にて交付いたします。
- ・申請方法（紙、メール）を問わず、押印廃止の対象となり、引受承諾書についても押印を廃止いたします。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。